



# 民法改正と債権譲渡法制の変革

——「異議をとどめない承諾」の廃止と  
抗弁放棄の意思表示

早慶合同ゼミナール

## 《問題》

Aは、平成27年頃から、Bから反復して多数回の融資を受けた。Bは、平成29年4月1日に、その内2本の貸金債権について、Cに譲渡した。内容は、100万円の甲債権と200万円の乙債権である（いずれも弁済期は到来しているが、時効の問題はない）。しかし、乙債権は確かに存在しているものだったが、甲債権については、既に弁済済みのものであった。次の各場合において、Aは、Cから請求されたとき、100万円の甲債権についても支払わなければならないか。(1)については現行民法と改正民法（平成29年6月2日公布）の両方の規定で、(2)については改正民法の規定で検討せよ。

- (1) 甲債権についても未払いと誤認したAが、この2本の債権の譲渡について、「異議をとどめずに承諾します」と書いた書面に署名捺印してBに手渡し、同書面がBからCに届けられていた場合。
- (2) 甲債権についても未払いと誤認したAが、この2本の債権の譲渡について、「異議をとどめずに承諾し、一切の抗弁をしません」と書いた書面に署名捺印してBに手渡し、同書面がBからCに届けられていた場合。

## I. はじめに

早稲田大学の鎌田薫・白石大ゼミと慶應義塾大学の田高寛貴研究会とで行っている早慶合同ゼミナールは、今年度は池田真朗先生（武蔵野大学副学長・法学部長、慶應義塾大学名誉教授）を出題者にお迎えし、2017年11月14日に開催された。問題発表から合同ゼミまでの3週間、両校の間では数回にわたり立論のやりとりがなされ、迎えた当日は、懸命に練り上げた最終立論の提示と熱い討論が展開された。

## II. 両校学生の立論

早稲田大学側は甲債権100万円の支払を請求するCの立場で、慶應義塾大学側は請求を受けたAの立場で、それぞれ次のような議論を行った。

### 1. 設問(1)

——現行民法の場合

ここでは、BC間の債権譲渡についてAがした異議をとどめない承諾（現行468条1項）の効力が争点となった。

#### (1) 慶應義塾大学（A）の主張

##### (a) 抗弁喪失効の不発生

抗弁の付着しない債権を譲り受けたと信頼した譲受人を保護するという468条1項の趣旨からすれば、異議をとどめない承諾の相手方は譲受人に限られると解すべきである。承諾の相手方が譲渡人の場合には、債権の内容に制約がないと誤信することはありえず、債務者も異議を留保する必要性がないからである。よって、CではなくBに対する承諾をした本問では、抗弁喪失効が生じない。

##### (b) 抗弁喪失効を享受する主観的要件の不充足

Cは抗弁喪失の効果を享受するための主観的要件を満たしていない。

①譲受人の善意無過失が要件となること 譲渡人に促され承諾書に署名押印しただけの承諾は応答行為にすぎないといえ、本問のように債務者が抗弁の存在を認識せずなされることも少なくない。468条1項前段は、そうした非難可能性に乏しい場合も含め一律に抗弁喪失効を法律上特別に付与する、極めて例外的な規定であり、その要件としては相応の厳格さ、すなわち譲受人の善意無過失まで要求すべきである（最判平成27・6・1民集69巻4号672頁参照）。

②Cに過失があること 債権譲渡による換価利益の確保を欲する譲渡人が、異議をとどめない承諾の書類を欺罔的手段により債務者から獲得してきても、譲受人は十分に想定しうる。Aと利益